

東京都就職氷河期世代 リスタート支援助成金のご案内

就職氷河期世代の方を採用し、定着を図るために計画的な指導育成の取組を行った企業に対し助成金を交付します。

令和5年度の変更点

- 助成金名が変わりました。【旧事業名：就職氷河期世代雇用安定化支援助成金】
 - 正社員だけでなく**非正規採用後6か月未満での正規転換**も交付対象に追加します。
 - 助成金の**申請が可能になる**までの必要な**雇用期間を1か月に短縮**します。
 - 指導育成計画書の策定等にあたって**専門家に相談した場合、費用を助成する制度を新設**します。
- ※昨年10月より**電子申請（Jグランツ）**もできるようになりました。

交付対象

- ・国の**特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）**の支給決定を受けた中小企業等
- ・都が令和2年度以降に実施する**就職氷河期世代を対象とした就職支援事業**を利用し、**正社員として採用（非正規社員として採用し6か月未満で正規転換した者を含む）**した中小企業等

※いずれも都内に雇用保険適用事業所をおく中小企業等に限りです。

※都が実施する就職氷河期世代を対象とした就職支援事業は以下の通りです。

- ①就活エクスプレス、②ミドルチャレンジ（Jobトライ）、③東京しごと塾、④就職チャレンジ多摩（ミドルコース）
- ⑤ミドル世代正規雇用支援事業（就職氷河期世代キャリア・チャレンジ）
- ⑥雇用創出・安定化支援事業（雇用安定化就業支援事業を含む）
- ⑦ものづくり産業人材確保支援事業、⑧原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業

・⑥～⑧については、採用日（非正規雇用労働者として採用された場合はその採用日）時点の満年齢が35歳以上54歳以下の利用者が対象

交付要件

対象労働者（※）に対して、**支援期間（3か月）**のうちに、以下の支援を行うこと。
また、支援期間終了時に**対象労働者が都内に勤務**していること。

- ア **指導育成計画（3年間）の策定**
- イ **指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導**
- ウ **指導育成計画に基づく研修の実施**

※ 上記の対象者で、**令和2年4月1日以降**に正社員として雇用されている労働者です。

交付金額

- 対象労働者数に応じ、右記の金額を事業主に交付します。

対象労働者数	1人	2人	3人以上
交付額	30万円	60万円	90万円

- 指導育成に関する業務を専門家に委託した場合、右記の金額を加算します。

加算事項	指導育成に関する専門家委託
加算額	5万円